

消費者志向経営ロゴマーク使用条件

平成 30 年 8 月 1 日

令和 3 年 7 月 1 日 改定

消費者志向経営推進組織事務局

- 1 ロゴマーク（電子データを含みます。以下同じ。）に係る著作権等の知的財産権その他一切の権利は、全て消費者庁に帰属しています。
- 2 申請者のロゴマークの使用は、「消費者志向経営ロゴマークについて」に記載された使用に限ることとし、その他の使用・複製・改変・編集・公開・販売・送信・頒布・譲渡・貸与・使用許諾・転載等を行うことはできません。
- 3 ロゴマークの使用料は、無償とします。
- 4 申請者は、ロゴマークの使用申請後、消費者志向経営推進組織（以下「推進組織」といいます。）の事務局（消費者庁参事官（公益通報・協働担当）。以下「推進組織事務局」といいます。）から、推進組織の申請者に対するロゴマークの使用許諾の通知（書面又は電子メール）が到達するまで、ロゴマークを使用することはできません。
- 5 申請者は、ロゴマークを使用した「消費者志向経営ロゴマークについて」3.（2）の資料等（以下「本件資料等」といいます。）を有償で配布することはできません。ただし、推進組織事務局の事前の書面（電子メールを可とします。）による承諾を得た場合は、この限りではありません。
- 6 申請者は、ロゴマーク及びロゴマークを使用した本件資料等に係る全ての「電子データ」、「電子媒体及び紙媒体」、「それらの複製物」及び「印刷物」を善良な管理者の注意義務をもって保管・管理しなければなりません。
- 7 推進組織事務局が申請者に対し、前項に列記する保管・管理物について廃棄を指示した場合は、申請者は、速やかに指示された保管・管理物について、復元不可能な方法により、紛失、漏えいに十分注意した適切な方法で廃棄し、その旨を推進組織事務局に書面（電子メールを可とします。）で報告しなければなりません。
- 8 申請者は、本件資料等の制作の全部又は一部を第三者に委託することができるものとします。ただし、申請者は、当該第三者に申請者がロゴマークの使用に関して遵守すべき義務と同等の義務を課すとともに、当該第三者の当該委託業務における行為について、一切の責任を負うものとします。なお、申請者は、法令、公序良俗や社会通念に反する法人・団体等に本件資料等の制作を委託してはなりません。

- 9 申請者が使用条件に違反又は推進組織において「消費者志向経営ロゴマークについて」
3. (3)に記載の疑義が生じた場合は、推進組織は、申請者に対し、ロゴマークの使用の中止を求めることができるものとし、中止を求められた申請者は、直ちにロゴマークの使用を中止しなければなりません。また、この場合、申請者は、損害が生じたとしても、その損害の賠償を求めることはできません。

以上